

2005.3.22

(社) 電子情報通信学会  
著作権管理委員会

## 支部発行の編集著作物の著作権について

本会では会員へのサービスの一環として、会員から編集著作物の著作権を預かり、①特許申請時の新規性の証明、②国内外からの論文の複製／翻訳のための著作権の利用申請、③電子的媒体（電子図書館、DVD等）への著作権の利用申請、また、④専門分野での過去分のセレクトッドペーパーの編集／発行等への編集著作物利用、などのわずらわしい利用申請に対応することをこれまでも会員に替わって行ってまいりました。

この活動は、著者の権利保護、学会活動の円滑化を目的としておりますが、これまでは本部の活動を中心に進めてきました。著作権管理委員会としましては、本来の主旨から支部発行の編集著作物につきましても同様の取扱いをすべきであると判断いたしました。

これに伴い、著作権の帰属の確認と編集著作物を本部に寄贈していただくことが必要となりました。

なお、本会では平成15年4月1日から「電子情報通信学会著作権規程」を施行しております。

各支部におかれましても、本規程に基づき編集著作物の編集／発行をお願い申し上げます。

### (1) 支部発行の編集著作物の著作権帰属について

#### (a) 支部の編集著作物についての取扱い

本会著作権規程では、

『第3条 本会の編集著作物及び個別の著作物の著作権は、国内外の別を問わず、原則として、本会に帰属する。

2. 特別な事情により前項1の原則が適用できない場合、著者は、当該著作物の投稿または寄稿時に、その旨を本会あてに申し出るものとする。その場合の著作権の取扱いについては、著者と本会との間で協議の上措置する。』

とありますので、支部発行の編集著作物についても、原則として本会に帰属することとなります。

#### (b) 「支部連合大会講演論文集」についての取扱い

本会著作権規程では、

『(例外的取扱い)

第8条 本会と他の学協会等が協力して開催する事業活動の際に、論文原稿等を募る場合において、他の学協会等との間で別段の取決めがなされた場合には、当該取決めを本規程に優先して適用することができる。』

とあります。原則として本会の会員が関連する全ての編集著作物の著作権は本会に帰

属しますが、連合学会間で協議し取決めがなされた場合はその取決めが優先されますので、関連学会と著作権取扱いを明確にする取決めを取り交わして下さい。例をあげますと、本会の情報システムソサイエティが情報処理学会と共催しているFITに関しては共同で著作権を持つことが取り決められています。

## **(2) 著作権の帰属の変更に伴い、編集著作物を1部本部に寄贈するように変更**

支部の編集著作物に関する会員サービスを実施するに当たっては、本部に関連の編集著作物を用意する必要があるため、著作権を委譲された編集著作物に関しては、必ず本部に1部寄贈をお願いします。

特に、著者が申請する場合に限って公知日から6ヶ月間新規性があるものとして特許の申請が許可されます(特許法第30条1項新規喪失の例外)。この場合には本学会会長による証明が必要となるため、かつ作業の迅速性が求められるため、支部の編集著作物についても本部で所持することが必須となります。

しかしながらこの優先権は、論文が公表されて6ヶ月の間に第三者がこの論文を見る見ないに関わらず同じ内容の特許を申請した場合、原著者もこの第三者も共に申請の権利が無くなる、という弱いものであることから、本学会としては会員(著者を含め)に対して論文発表の前に権利に関する手続きを済ませることが優先されるべきとの周知を、今後も進める予定です。支部においても、特許に事前申請の重要性の会員への周知をお願いします。

## **(3) 編集著作物の国立国会図書館への寄贈について**

日本には編集著作物を国立国会図書館が科学技術関係逐次刊行物として収録する納本制度があります。納本制度においては、民間の出版物が発行されたときに、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行者は、発行の日から30日以内に、最良版の完全なもの1部を国立国会図書館に納入しなければならないこととされています。支部の編集著作物においても記録として残しておきたい場合は、1部を同図書館に納本されることをお勧めします。

なお納本先を以下に記します。

〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1

国立国会図書館 収集部 国内資料課

**本件についての問合せは、本部著作権管理委員会までお願い申し上げます。**

(社)電子情報通信学会 著作権管理委員会

電話：03-3433-6691